

平成 31 年度 Ⅲ期選抜募集要項

福島県立郡山萌世高等学校
〒963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号
電 話 0 2 4 - 9 3 2 - 1 7 6 7

I 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

定時制の課程 普通科

昼間主コース 募集定員120名から、Ⅰ期選抜及びⅡ期選抜の合格者数を除いた数とする。
夜間主コース 募集定員40名から、Ⅰ期選抜及びⅡ期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出 願 資 格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成 31 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

II 出 願

1 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

2 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

- (1) 同一人が、本校に出願すると同時に他の県立高等学校に出願することは認めない。
- (2) 他のコースを第二志望とすることを認める。

4 出 願 期 間

平成 31 年 3 月 15 日（金）から 3 月 18 日（月）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

郵送により出願する場合は、事前に本校校長に連絡の上、速達・書留とし、返信用封筒（返信先の住所、氏名等を明記した長形 3 号封筒に 792 円分の切手を貼付すること）を同封の上、平成 31 年 3 月 18 日（月）正午までに必着とする。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ア 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - イ 平成 31 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成 31 年 4 月 1 日現在で年齢が 20 歳以上の者（平成 11 年 4 月 1 日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
 - ウ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - エ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ア 入学願書（上記アに同じ）
 - イ 健康診断書（平成 31 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「Ⅰ 入学者募集」の「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の イ に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ウ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - エ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - オ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、950 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82 円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、平成 31 年 3 月 15 日（金）から 3 月 20 日（水）までとする。
郵送の場合には、3 月 20 日（水）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 県外等からの出願

県外からの出願者は、上記 5 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた場合は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

出願者は、平成 31 年 3 月 19 日（火）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。その際、すでに交付を受けた受験票は返還する。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

Ⅲ 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。

海外帰国生徒等に係る資料については、その事情により、本校校長は、弾力的に取り扱うこととする。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが精査する。
- (2) 面接
個人面接を実施する。
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語・数学・英語）を含む。
面接については、点数化する。
- (3) 小論文
小論文を実施する。

課題文を読み 600 字程度で自分の意見等をまとめる小論文とする。

小論文については、点数化する。

2 面接等の日時、会場及び受験上の注意

(1) 日 時 平成 31 年 3 月 22 日 (金) 午前 9 時開始

(2) 日 程

7:50 8:10 8:30 9:00 9:50 10:10

受付	点呼 諸注意	入場	小論文 【 50分 】	休憩	面接
----	-----------	----	----------------	----	----

(3) 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

(4) 受験上の注意

ア 受験者は午前 8 時 10 分までに集合し、受付を済ませること。

イ 受験票は当日忘れずに持参し、受付に提示すること。

ウ 次のものを持参すること。

鉛筆 (シャープペンシルも可)、消しゴム。

上ばきは、持参する必要はない。

エ 計算機能や言語表現機能を有するもの及び検査の趣旨に反するものについては、検査会場への持ち込みをしないこと。

オ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。(持ち込んだ場合は、一時預かる。)

カ 面接待機時間に、本を読むことは可能である。

3 合格者発表

(1) 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 午後 3 時以降に本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き替えに合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

ア 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮について中学校長を通して志願者に通知する。

イ 上記ア以外の者

① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮について志願者に通知する。

(2) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、平成 31 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。

※ 本校の入学者選抜事務での氏名等については、外字を用いず、コンピュータ等で一般に使用されるものを用いますのでご了解ください。